

保護者の皆様へ

姫路市教育委員会

幼稚園・学校における新型コロナウイルス感染症の対応について

国の方針等を踏まえて、本市の市立学校園（以下「学校園」といいます。）において新型コロナウイルス感染症の対応方針をお知らせします。

1. 園児児童生徒の健康観察について

登校前に家庭で体温や健康状態を確認してください。

家庭で体温や健康状態が確認できていない場合には、必要に応じて登校時教室へ入る前に検温及び健康観察を行うことになります。その際、発熱等の風邪症状がある場合には、保護者に連絡のうえ、下校していただき、症状がなくなるまで自宅で休養していただきます。

2. 発熱等の症状がある園児児童生徒及び職員の登校（出勤）回避について

感染症拡大防止のため、必ず検温と健康状態の確認をお願いします。また、体調不良の場合は速やかに学校園にご連絡をお願いします。

なお、発熱や咳などの呼吸器症状がみられるときは、登校できません。（学校と相談のうえ出席停止の措置もできます。）

登校後、発熱等の症状が出た場合、保護者へ連絡のうえ、安全面に配慮して下校し、症状がなくなるまで自宅で休養していただきます。

3. 基礎疾患のある園児児童生徒について

基礎疾患のある園児児童生徒の登校については、主治医に相談のうえ、その指示に従ってください。

なお、日々の体調の変化に注意するとともに、登校の際は、検温など健康状態確認の徹底をお願いします。主治医より、登校すべきでないと判断された場合については、出席停止の扱いができます。

4. 学校生活における感染予防について

手洗いの徹底、咳エチケット（マスクの着用）等、基本的な感染症対策が必要です。手を拭くタオルやハンカチは個人持ちとして、共用は避けるため、毎日清潔なものを持たせてください。また、マスクの着用について、手作りマスクの作成などご協力をお願いします。

5. 園児児童生徒及び職員が感染した場合について

- ① 感染した園児児童生徒及び職員が、発熱や咳などの症状が出ている状態で登校（出勤）していた場合には、当該学校園を臨時休業します。（臨時休業の期間は保健所と協議のうえ、必要最小限の範囲で決定します。）
- ② 感染した園児児童生徒及び職員が、発熱や咳などの症状が出ていない状態で登校（出勤）していた場合には、原則、当該学校園の一部又は全部について臨時休業します。ただし、現時点の知見の下では、一律に臨時休業が必要と言えない可能性もあるため、その必要性について個別の事案ごとに保健所と協議し、判断します。
- ③ 検査の結果、感染が判明した場合には、速やかに学校園に連絡をお願いします。また、保健所が感染者本人へのヒアリングを行います。

6. 園児児童生徒及び職員が濃厚接触者に特定された場合について

園児児童生徒及び職員が濃厚接触者に特定された場合には、登校（出勤）を避けるようお願いいたします。
この場合の登校を避ける期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から2週間となります。
(濃厚接触者は患者ではありませんので、そのご家族には特段の制約はありません)

7. 学校給食について

給食当番など、配食時には口からの飛沫等が食品に付着することを防ぐため、マスクの着用が必要です。また、給食の喫食時には、給食当番はもとより、児童生徒等全員が食事前の手洗いを徹底する必要があります。ハンカチの共用を避けるため、毎日清潔なタオル、ハンカチを持たせてください。
臨時休業となった場合、学校給食の提供も中止されます。急な判断となり、喫食せずに下校することもあります。ご了承ください。

8. 偏見や差別の防止について

新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見や差別は決して許されることではありません。正確な情報収集と適切な知識を持って対応してください。

9. 感染者がいない学校園も含む臨時休校について

地域全体で感染症を抑えることを目的に、公衆衛生対策として感染者が発生していない学校園でも臨時休校を行うことがあります。

10. 新型コロナウイルスに関する相談先

姫路市新型コロナウイルス感染症相談窓口

開設時間 8：35～21：00（開設時間外は安静ガイダンスにより対応します）

電話番号 079-289-0055 ファックス 079-289-0099

【おことわり】臨時休業の決定や期間は、感染の状況により急なご案内になることがあります。

- ・本内容は、今後の状況により変更となる場合があります。
- ・学校園等における新型コロナウイルス感染症対応についての最新情報は、文部科学省ホームページに掲載されています。